

告示の訂正

平成24年2月23日付け石巻市告示第31号において行った告示の一部について下記のとおり訂正する。

平成26年 5月 2日

石巻市長 亀山 紘

記

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

	正	誤
(1)	一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。)、長屋又は共同住宅で木造のもの。	一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。)、長屋又は共同住宅(階数が3以上のものを除く。)で木造のもの。
(3)	法第6条第1項第1号に掲げる建築物で木造以外のもののうち、新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの	法第6条第1項第1号に掲げる建築物で木造以外のもののうち、新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの(共同住宅を除く。)

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

	正	誤
	次の表の(あ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(い)欄に掲げる工程を特定工程(法第7条の3第1項第1号に掲げる特定工程を除く。)とし、同表(う)欄に掲げる工程を特定工程後の工程とする。	次の表の(あ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(い)欄に掲げる工程を特定工程とし、同表(う)欄に掲げる工程を特定工程後の工程とする。
表中1項	新築等に係る一戸建ての住宅、長屋若しくは共同住宅	新築等に係る一戸建ての住宅、長屋若しくは共同住宅(階数が3以上のものを除く。)
表中2項	法第6条第1項第1号に掲げる建築物で木造以外のもののうち、新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの	法第6条第1項第1号に掲げる建築物で木造以外のもののうち、新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの(共同住宅を除く。)